

新宿区教育委員会会議録

令和5年第1回臨時会

令和5年3月29日

新宿区教育委員会

令和5年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和5年3月29日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時29分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員	鴨 川 明 子
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	荒 井 亮 宏	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第9号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第10号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第11号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第12号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第13号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第15号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第8 第16号議案 令和5年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- 日程第9 第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

協議

- 1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、折原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 承知しました。

◎ 協議1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用について

○教育長 まず初めに、新たに就任された委員を御紹介いたします。

3月20日をもちまして、今野雅裕教育委員が御退任されました。今野委員の御退任に伴い、令和5年第1回区議会定例会におきまして、折原明子委員を新宿区教育委員会委員として任命することの同意があり、3月21日付で区長から任命を受けられました。任期は、令和6年12月7日までです。本日は、所用のため欠席されています。

なお、これに関連して、議事に入る前に、「協議1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用について」お諮りいたします。

折原委員におかれては、戸籍上の氏名は折原明子ですが、教育委員会の委員の活動において、通称名、鴨川明子の使用のお申出がありました。通称名の使用を開始する日は、令和5年3月29日です。鴨川明子さんという通称名を使用されることについて、御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 それでは、協議の結果といたしまして、折原委員の通称名の使用を認めるものいたします。

ここで、委員の皆様の議席を確認させていただきます。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることになっております。本日の各委員の席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◎ 第 9号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第10号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

- ◎ 第 1 1 号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 1 2 号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 1 3 号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 1 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 1 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 1 6 号議案 令和 5 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- ◎ 第 1 7 号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第 1 第 9 号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 2 第 10 号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第 3 第 11 号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 4 第 12 号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 5 第 13 号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 6 第 14 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第 7 第 15 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 8 第 16 号議案 令和 5 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第 9 第 17 号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第 1 第 9 号議案から日程第 8 第 16 号議案の説明を一括して受け、審議を行います。次に、日程第 9 第 17 号議案の説明を受け、審議を行います。

それでは、まず、第 9 号議案から第 16 号議案の説明を一括して教育調整課長からお願いい

たします。

○教育調整課長 それでは、「第9号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

○教育長 たくさんありそうですので、どうぞ着席でお願いいたします。

○教育調整課長 では、着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の議案の新旧対照表をまず御覧ください。

本議案は、非常勤職員の職の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、非常勤職員の報酬の額を定めております別表に記載の「教育委員会法務担当員」の項を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

こちら議案文にお戻りいただき、第9号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会非常勤職員の職の見直しに伴い、規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第10号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案は、教育調整課管理系の担当事務の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、教育調整課の各係の担当事務を定めております第12条におきまして、管理系の項中、第7号の文言整理を行うとともに、第10号の教職員の被服貸与に関する項目において、栄養教諭及び学校栄養職員に限定する旨を規定するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由です。

教育調整課管理系の所掌事務の内容の見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第11号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案は、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の改正に伴い、所要の改正を

行うもので、改正内容といたしましては、新宿区情報公開条例の施行の状況について、6月末日までに行うとする規定を削除し、速やかに報告する旨を規定するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

情報公開条例の施行状況の報告を定めております第14条につきまして、下線部分のとおり今回改正をするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

それでは、第11号議案の提案理由です。

教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第12号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、改正箇所が広範にわたっておりまして、また、改正内容につきましては、個人情報の保護に関する法律等に即した内容となっていることから、本日は新旧対照表による個別条文の説明につきましては割愛をさせていただきます、改正の概要についての説明とさせていただきますので、御了承ください。

それでは、御説明いたします。

本議案の改正内容は、大別して3つございます。まず第1に個人情報の保護に関する法律の改正と、新宿区個人情報保護条例の廃止及び新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等に伴い、引用条文を整理するものが、第1条の趣旨、第4条の個人情報業務の登録など5つの事項について行います。

次に、第2として、改正後の個人情報の保護に関する法律等の規定に即した文言の整理を行うものが、第2条の用語の定義や第5条の個人情報保護ファイル簿などの20の事項につきまして、改正を行うものです。

そして、第3として、新宿区個人情報保護条例に規定がございました内容について、条例廃止に伴い新たに規則で規定するもの、こちらは保有個人情報の管理者の名称など、2つの事項について新たに規定をするものでございます。

また、これらの改正に伴いまして、様式につきましても改正を行ってございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由です。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第13号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、意見等の取扱い及び個人情報の保護について定めております第9条につきまして、提出者に明示させた個人情報は、新宿区個人情報保護条例の趣旨にのっとり、適正に管理しなければならないとしていたところを、当該条例が廃止され、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることになったため、個人情報の保護に関する法律にのっとり、適正に管理するものとしたものでございます。

なお、漢字を平仮名に修正した部分につきましては、区長部局の規則改正に合わせ、同様の文言整理を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第13号議案の提案理由です。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案は、東京都のパートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ関係に係る休暇制度の取扱いを定める等の所要の改正を行うものでございます。

なお、こちらの議案につきましても、第12号議案と同様に改正箇所が広範にわたっていることから、新旧対照表による個別の条文の説明につきましては割愛させていただきまして、改正の概要説明とさせていただきますので、御了承ください。

それでは、御説明いたします。

本議案の改正内容につきましても、大別すると3つございます。

第1に、パートナーシップ関係を婚姻関係と同等の扱いとし、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）を対象に含む休暇制度について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加えるもの。こちら、本則はもとより別表や様式においても改正を行っているものでございます。

次に、第2としまして、休憩時間の特例における申請期間について、夫婦交代で休憩時間を変更することができるよう、毎勤務日のほか、曜日単位で申請できるよう変更するもので、こちらは様式2号の2の内容の変更となっております。

第3に、早出遅出勤務の範囲につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のための時差通勤と同様となるよう規定するもので、こちらも様式中の変更になりますが、対象となる様式は第5号の3及び様式第5号の5となっております。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、本議案は、経過措置といたしまして、この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第2号の2、様式第5号、様式第5号の3から様式第5号の5までと、様式第9号及び様式第11号の規定により作成した用紙で現に残存するものは必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができることを定めております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由です。

パートナーシップ関係に係る休暇制度の取扱いを定めること等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第15号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらも、議案概要を御覧ください。

本議案は、地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行うもので、定年前再任用短時間勤務職員等の勤務に対する管理職員の特別勤務手当の支給額を新たに定めるものでございます。

それでは、議案の新旧対象表を御覧ください。

改正内容といたしましては、管理職員特別勤務手当の額等を定めております第2条及び第3条につきまして、各号で区立幼稚園の園長及び区立子ども園の園長、区立幼稚園の副園長及び区立子ども園の副園長について定めておりますところを、地方公務員法等の改正による定年延長等の制度改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員等の勤務に対する管理職員特別勤務手当の支給額を、第2条第2号では、園長職にある者は9,000円、副園長職にある者は

7,000円に、また、第3条第2号では、園長職にある者を4,500円、副園長職にある者は3,500円を新たに定めるものでございます。

また、附則の第3項におきまして、令和4年新宿区教育委員会第4回臨時会において決定いたしました、新宿区幼稚園教育職員の管理職員の特別勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を、今回、引用条文の整理のため改正をするものでございます。

この規則の施行期日は、令和5年4月1日といたしますが、附則第3項の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、第15号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第16号議案 令和5年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」です。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会の会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

それでは、議案文の2枚目でございます、令和5年度の会計年度任用職員報酬額等の一覧表を御覧ください。

令和5年度のそれぞれの報酬額は、右から3番目の列でございます、令和5年度報酬（給料）月額金額となっております。

なお、この報酬額に地域手当を含めた額が実際の支給額となり、この表一番右側の列に記載している額となっております。

令和4年度との変更点ですが、まず第1に、教育委員会における会計年度任用職員、全部で45職種ございますが、このうち22の職種において報酬月額が増額となっております。これは職員の給与改定に基づき、会計年度任用職員に適用されている職員の給与表の号給が増額となったことによるものでございます。

第2に、一覧表下から6番目の列になりますが、部活動指導員の職についてです。

こちら、令和4年度までは、部活動指導員甲、部活動指導員乙（1）及び部活動指導員乙（2）の3職種ございましたが、令和5年度からは、この乙の部分一部を民間委託化することに伴いまして、部活動指導員の甲の職のみとなることから、職名を部活動指導員に変更するものです。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）

に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

以上、御説明が長くなりましたが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これより順次、審議を行ってまいります。

まず、第9号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 この教育委員会法務担当員ですが、いつ頃からこの仕事があって、どういう活躍をされて、今回なくすことになった理由を教えてくださいませんか。

○教育調整課長 こちらの職につきましては、平成28年から要綱設置で定めているものでございます。この間、この審査請求等、行政不服審査法に基づく不服申立てというのは一切ございませんでした。したがって、現在、非常勤職員として定めがあるのですが、実際に職員を雇用している実態がないということから、今後はそういった行政不服審査法に基づく審査請求等があった場合に、弁護士職にある方に随時お願いをさせていただきまして、法務担当員として活動していただくという形に変更させていただきたいと思い、今回改正をするものでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第9号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第10号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第11号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 先ほど伺ったところによると、ほぼ内容的には今までどおりということでもいいかと思うのですが、1点、この日付が現在6月末日までになってる理由を教えてください

でしょうか。

○教育調整課長 6月末日までとしていた明確な理由は、申し訳ございません、定かではないのですが、年度ごとの報告となりますと、年度ごとで一旦締めまして、その後、区長は各行政委員会からの報告等も含めてすべてまとめた上で報告をするといったこと、そういった事務作業等の期間を含めると、二、三か月期間がかかるという状況だったのではないかと推測しているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第11号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第12号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問等なさそうですので、討論及び質疑を終了いたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいですか。

[異議なしの発言]

○教育長 第13号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第14号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○山下委員 こういうことが進んでいくのは、すごくいいことだと思います。今回の議案は、幼稚園教諭が対象だと思うのですが、東京都の職員である小・中学校の先生方も同じように

権利が保障されている状況なののでしょうか、それともこれから整備されていくという状況なののでしょうか。

○教育指導課長 あくまでも、今回の教育委員会にお諮りする議案は区職員である幼稚園教育職員についてということで御理解いただければと思いますが、当然、東京都も同様の流れになっていくというふうに考えているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第14号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第17号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。まず、こちらを御説明いたします。

本来、補正予算（案）など、区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、

教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案ではございますが、令和5年新宿区議会第1回定例会に提出いたしました令和5年度新宿区一般会計補正予算（第1号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会が開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

それでは、さらに1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要となっております予算概要を御説明いたします。

今回補正を行ったものは、1事業です。新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重症化リスクの高い児童・生徒が通う新宿養護学校において、教職員等を対象としたPCR検査を実施するために必要となる経費を計上したものでございます。

第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名は、職員等への新型コロナウイルス感染症検査でございます。

今回補正する予算額は19万5,000円の増、補正後の予算額も、同じく19万5,000円になります。

なお、本事業は、都補助金を受けて行うもので、経費全額が補助対象となることから、歳入につきましても併せて計上させていただくものでございます。

以上、補正後の教育費は全体で153億1,110万9,000円となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第17号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第17号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に、御意見、御質問などないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にごいません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまです。

午後 3時29分閉会